議案第65号

財産(土地・建物)の貸付について

次のとおり、町有財産(土地・建物)を貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

1 貸付財産

(1) 土地

- ① 所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑101番3 地 目 学校用地 地積 249㎡ 貸付料 36,852円(年額)
- ② 所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑101番4 地 目 学校用地 地積 102 m² 貸付料 15,096円(年額)
- ③ 所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑101番7 地 目 学校用地 地積 604㎡ 貸付料 89,392円(年額)
- ④ 所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑102番地 目 学校用地 地積 350㎡貸付料 51,800円(年額)
- ⑤ 所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑103番1 地 目 学校用地 地積 814㎡ 貸付料 120,472円(年額)
- ⑥ 所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑103番3 地 目 学校用地 地積 92 m² 貸付料 13,616円(年額)
- ⑦ 所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑110番地 目 学校用地 地積 9,833㎡のうち1,216㎡貸付料 179,968円(年額)

ただし、貸付料は①②⑤⑥⑦については解体工事終了日、または貸付の相手方の事業 開始時まで無償。

③④については、町への所有権移転登記完了日の前日または解体工事終了日のいずれ か遅い日まで無償。ただし、解体工事終了前に貸付の相手方が事業を開始する場合は町 への所有権移転登記完了日の前日または事業開始日の前日のいずれか遅い日まで無償。

(2) 建物

① 旧東郷学校給食センター

所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑103番地1

構 诰 鉄骨造平家建

床面積 306 m²

貸付料 無償

② 旧東郷中学校部室棟

所 在 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑101番地7、110番地

構 造 鉄骨造平家建

床面積 125 m²

貸付料 無償

2 概要と目的

平成31年の旧東郷中学校の廃校に伴い、現在は使用していない旧東郷学校給食センターの土地と建物を地元の酒造会社である福羅酒造株式会社に貸付けることにより、地域活性化や産業振興を図る。

3 貸付の相手方

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字中興寺190番地9 福羅酒造株式会社 代表取締役 福羅 隆元

4 貸付の期間

本契約の効力発生日から10年間